

令和2年9月4日

センターをご利用の皆様

(一財) 長崎県住宅・建築総合センター

台風10号襲来に伴う臨時休業について

いつもセンターをご利用いただきありがとうございます。

現在、九州地方に接近中の台風10号につきましては、来週月曜日の午前中に長崎県に最接近する恐れがあります。

気象庁からは、暴風や高波などで甚大な影響がある恐れがあるとして台風の特別警報が発表される可能性が示されました。

当センターとしては、危険防止の観点から、9月7日(月)の午前中につきましては臨時休業とさせていただきますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○臨時休業とする期間：令和2年9月7日(月)
午前9時から12時まで

※なお、午後についても状況によっては業務が困難となる恐れがあります。